

現場代理人の常駐義務の緩和について

工事請負契約約款第10条第3項に定める、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認める場合の適用範囲について、下記のとおりとする。

1 常駐緩和の要件

【取扱①】

下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承認を得た場合においては、同一の現場代理人を2件の工事現場に配置できるものとする。ただし、発注者において常駐が必要と判断した場合は、この限りではない。

- (1) 2件の工事がともに垂井町発注の工事であること。
- (2) 2件の請負金額の合計が4,000万円（建築一式は8,000万円）未満であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が4,000万円（建築一式は8,000万円）以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければならない。
- (3) 直近2ヶ年度における垂井町発注工事について、1件の工事が130万円以上の受注実績があること。
- (4) 監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- (5) 監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

【取扱②】

上記【取扱①】によるほか、下記のいずれかに該当する場合には、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱う。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書若しくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第20条第1項又は2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 兼務の申請及び回答

- (1) 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合は、発注者に「現場代理人兼務申請書」を提出し、承認を受けること。
- (2) 発注者は、受注者から申請があった場合には、適正な施工に遺漏なきよう工事の難易度や諸条件を踏まえ、承認するか否かを判断し、速やかに申請者に回答するものとする。

3 兼務の取り消し等

- (1) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取消し、受注者に「現場代理人兼務承認取消通知書」を通知する。
- ・契約変更により、2件の請負金額の合計が4,000万円（建築一式は8,000万円）以上となった場合
 - ・監督員と常に携帯電話等で連絡がとれなかった場合
 - ・監督員が求めた場合に、工事現場に速やかに向かう等の対応ができなかった場合
 - ・工事現場における運営、取締り及び権限の行使が不十分であると判断した場合
- (2) 受注者は、現場代理人の兼務を取り消された場合は速やかに新たな現場代理人を選出し、必要な書類を発注者に提出しなければならない。受注者が、新たな現場代理人を配置できない場合、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領（平成16年9月9日施行）に基づき必要な措置を講じることがある。

4 その他

現場代理人は、請負業者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係がある従業員であること。なお、雇用関係を証明できるものを求める場合がある。